

原子力発電所の安全対策等に関する要望（案）〔概要〕

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、原発の安全対策や避難対策等について抜本的な対策が求められる中、本年9月、世界最大の柏崎刈羽原子力発電所を抱える新潟県内の市町村が連携し、「市町村による原子力安全対策に関する研究会」を発足した。

研究会では、2つの大切にしたい理念を掲げ、原発の安全確保及び実効性のある防災体制の確立、福島原発事故由来の放射性物質に関する対策等について研究を進めてきたところである。

これまでの研究から、いずれの項目においても、国県による対策が不可欠であることから、万全の対策を講じるように強く要請するものである。

〔大切にしたい理念〕

- 1 避難などほとんど考える必要がないほどの原発の安全性を求めることが基本である。
- 2 万が一に備え防災計画の策定は大切である。国、県、市町村が連携し実効性のあるしっかりとした計画を策定することが必要である。

1 原子力発電所の安全確保及び実効性のある防災対策の確立について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮し、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じること。

- ① 県は、国や電力事業者が行う福島原発事故の検証及び対策の報告に対し、技術委員会等で十分な検証を行い、あらゆるリスクを考慮し、いかなる場合においても安全確保について万全の対策を講じるよう国や電力事業者に強く要請すること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 原発から30kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築に向けた明確な方針を示すこと。
- ② 市町村の意見を踏まえた避難区域の設定、避難場所や避難ルートの確保、交通規制や避難誘導における国・県・警察・自衛隊等の広域調整、モニタリングポストや放射線測定装置などの原子力防災機材の増設・整備等を適切に行うこと。

- ③ 県は、石川県に立地する北陸電力志賀原子力発電所に関する防災体制について調査し、必要な措置を講じること。(県要望のみ)

(3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について

- ① 原子力発電所の運転状況や安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- ② 情報伝達システムや住民が取るべき行動指針を早急に構築すること。

(4) 「安全協定」の位置づけの明確化等について

- ① 原発立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、法制化も含め、安全規制上の位置づけを明確化すること。

② 県は、県内市町村と電力事業者との通報連絡体制の構築を含む新しい安全協定のあり方等、必要な調整を行うこと。(県要望のみ)

(5) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について

安定ヨウ素剤の配備や安全な服用等について、福島での検証を踏まえ、明確な方針を示すとともに、実効性のある抜本的な対策を講じること。

2 福島第一原子力発電所由来の放射性物質に関する対策について

- (1) 土壌汚染対策として、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
また、上・下水道汚泥、焼却灰、土壌等の一時保管場所及び最終処分場について、実現可能な場所の確保等の対策を講じること。

(2) 県は、放射性セシウムを含む堆肥の移動自粛を求めている独自基準について明確な根拠を示すとともに、県の自粛要請に基づき流通が止まっている堆肥の取り扱いについて、実現可能な対応方針を早急に示すこと。(県要望のみ)

(3) 県は、放射性物質が検出された浄水発生土の取り扱いについて、国の示す方針を踏まえ、県としての方針を明確な根拠とともに早期に示すこと。(県要望のみ)

(4) 県は、福島原発事故由来の放射性物質の処理等に対する補償について、説明会を開催し、県内市町村の支援を行うこと。(県要望のみ)

3 原子力防災に対する立法措置及び財政措置

国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。また、市町村が行う原子力防災体制強化や福島原発事故由来の放射性物質への対応のために必要な財政措置を行うこと。